

「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて
の一部改正（案）」に対し、いただいた主なご意見と国土交通省の考え方

いただいた主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>「Ⅱ. 1. 営業区域」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡大する区域の範囲については、出来るだけ広く設定されれば、利用者の利便が増進すると考える。 一般タクシーの営業区域で適用されている市郡若しくは交通圏単位での設定が可能となるよう、「市町村」を「市郡」に、「隣接市町村」を「隣接市郡又は隣接市郡を含む〇〇交通圏」に改めて頂きたい。 県境に接する市町村に営業所がなくとも、輸送可能とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業区域は、輸送の安全を確保するための運行管理の拠点となる営業所の位置を含む一定の合理的な地理的範囲を設定しているものであります。 今般の隣接都道府県の隣接市町村の区域まで拡大する措置は、福祉輸送サービスの提供を図ることを目的に、隣接市町村への営業所の設置を伴わずに営業区域を拡大することとなる隣接市町村に接する都道府県の境界に接する市町村に営業所が設置される場合とし、拡大する区域の範囲については、最小行政区画単位である市区町村として認めることとしております。
<ul style="list-style-type: none"> 営業区域は事業者の判断で設定できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業区域は、輸送の安全を確保するための運行管理の拠点となる営業所の位置を含む一定の合理的な地理的範囲を設定しているものであることから、事業者の任意設定とすることは適切でないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 一般タクシー事業者と福祉輸送限定事業者の介護輸送については何ら違いはないため、越境について一般タクシー事業者と福祉輸送限定事業者とで差を設けないで頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般タクシー事業者が行う福祉輸送サービスについても、福祉輸送限定許可と同様に取り扱うこととしております。
<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村への営業区域拡大を認める場合は、福祉輸送限定の営業区域を交通圏単位に縮小すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉輸送限定における営業区域は、福祉輸送サービスにおける利用者の利便の向上を図るため、都道府県単位としているところです。 隣接市町村へ営業区域を拡大する場合に、既に都道府県単位で許可を受けている営業区域を交通圏単位に縮小することは、縮小した地域での福祉輸送サービスが低下することとなるため、適切でないと考えます。

<ul style="list-style-type: none"> 福祉輸送限定事業者の営業区域拡大はすべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村への区域拡大は、要介護者や身体障害者等の輸送について、隣接市町村の長等や病院の施設管理者等からの要請がある場合に認めるものであり、当該地域における福祉輸送サービスの提供を図るために必要と考えます。
<p>「Ⅱ. 1. 営業区域の「地方運輸局長が適当と認める場合」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業区域の変更認可手続きに当たっては、対象となる地域のタクシー事業者及び福祉輸送限定事業者から意見聴取するとともに、当該地域に存在する事業者での対応可能性を確認すべきである。 区域拡大を認める地域は、現に福祉タクシー事業者のいない地域、困難な地域とされたい。 営業区域を拡大する隣接市町村に福祉輸送サービスを提供する輸送事業者が存在しないことの疎明資料を求められたい。 <p>隣接市町村への区域拡大は、事業計画の変更の認可ではなく、届出とすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 営業区域の拡大に係る事業計画の変更認可に当たっては、道路運送法第15条第2項において準用する同法第6条の規定に基づき、輸送の安全、事業計画の適切性、事業の遂行能力を審査し、適切と認められれば、どなたでも事業計画の変更は可能となっております。 <p>隣接市町村へ区域拡大する場合は、これに加え、拡大する地域へ営業区域を設定する必要性を確認するため、要介護者や身体障害者等の輸送について、隣接市町村の長や病院の施設管理者等からの要請があることを要件としております。</p> <p>隣接市町村への区域拡大は、営業区域の変更に該当することから、事業計画の変更の認可を受けることが必要です。</p>
<p>「Ⅱ. 1. ①隣接市町村の長（略）等から（略）要介護者等の輸送（略）について、文書による要請があること」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客から運送の依頼があれば、隣接市町村長等からの要請は不要とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業区域は、輸送の安全を確保するための運行管理の拠点となる営業所の位置を含む一定の合理的な地理的範囲を設定しているものであります。 <p>今般の隣接都道府県の隣接市町村の区域まで拡大する措置については、福祉輸送サービスの提供を図ることを目的に、営業所の設置を伴わずに営業区域を拡大する特例的な取扱いとするものです。</p> <p>このことから、隣接市町村へ区域拡大する場合は、拡大する地域へ営業区域を設定する必要性を確認するため、要介護者や身体障害者等の輸送について、隣接市町村の</p>

	<p>長や病院等の施設管理者等からの要請があることを要件としております。</p>
<p>「Ⅱ. 1. ②申請者が事業許可取得後3年以上経過していること」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年の事業歴制限により、急を要する移送に対応できない状況になるため、事業歴の制限は不要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業区域は、輸送の安全を確保するための運行管理の拠点となる営業所の位置を含む一定の合理的な地理的範囲を設定しているものであります。 今般の隣接都道府県の隣接市町村の区域まで拡大する措置は、拡大する区域への営業所設置を伴わない特例的な取扱いであることから、輸送の安全を含め、違反や事故等法令遵守の点で問題のない事業者に限って認めることとし、事業許可取得後3年以上経過していることを要件としております。
<ul style="list-style-type: none"> 事業許可取得後3年以上経過し、「その間に苦情及び違反が無いこと」を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村への区域拡大は、事業規模の拡大となる事業計画の変更に該当することから、認可時に、違反や事故等法令遵守の点で問題がないことを審査することとなります。
<p>「Ⅱ. 2. 事業計画の変更の認可に付す条件及び期限」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村の区域を認める対象車両は福祉自動車（セダン型車両は除く。）に限定されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> セダン型車両を用いて福祉輸送サービスを提供する場合には、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者等が乗務することが許可条件となりますが、当該車両を用いた輸送も対象とすることによって、要介護者等の輸送需要に応えることは重要であると考えます。
<p>「Ⅱ. 2. ②期限は認可後2年間とする」ことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉輸送サービスの充実を図ることが目的ならば、2年間の期限を付す必要はないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村への区域拡大は、福祉輸送サービスの充実を図ることを目的に、運行管理の拠点となる営業所の設置を伴わずに営業区域を拡大する特例的な取扱いであるため、違反や事故等を含めた法令遵守の点で問題のない事業者に限って認めることが必要と考えます。 このため、区域拡大の変更認可時に2年

	<p>の期限を付すことで、区域拡大を継続する場合には、期限の延長申請を通じて認可時と同様に法令遵守要件を改めて審査することとしております。</p> <p>したがって、原案のとおりとしたいと考えます。</p>
<p>「Ⅱ. 3. 運賃及び料金の適用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所の所在地で認可された運賃を隣接市町村で適用することは、隣接地域の運賃との格差が生じることが危惧されるので反対。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシーの運賃の認可に当たっては、道路運送法第9条の3の規定に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとされております。 <p>現状の運賃においても、個々の事業者の収支状況に応じて申請し、審査を経て認可した運賃を適用し運行が行われています。</p> <p>なお、拡大する隣接区域の範囲については、最小行政区画単位とするものであります。</p>